

求職活動等要件のご案内

住居確保給付金の求職活動等要件が、令和5年度から変更となりました。
受給するためにはその人に応じた求職活動等を行う必要があります。
必要な求職活動について、次のフロー図で御確認ください。

求職活動等要件フロー図

申請理由はどちらですか？

- ①：離職・廃業
- ②：休業等による収入減少

②

- ③：自営業者ではない
- ④：自営業者である（※）

④

経営相談を行い、事業再生のため自立に向けた活動を
⑥行う ⑦行わない

⑦

⑥

公共職業安定所等での
求職活動



確認の結果、求職活動を選択した場合

活動計画の作成

裏面と「経営相談のご案内」を確認

経営相談・自立に向けた活動

※自営業者にはフリーランスや個人事業主等を含みますが、経営相談にあたっては要件があります。必ず、裏面と「経営相談のご案内」を確認し、どちらの活動を行うか「○」を付けてください。

公共職業安定所等での求職活動

- ①公共職業安定所等への求職申込み
- ②だいJOBセンターでの相談等（月4回以上）
- ③公共職業安定所等での職業相談（月2回以上）
- ④企業等への応募（原則週1回以上）

経営相談先での経営相談等による自立に向けた活動

- ①経営相談先への相談申込み
- ②だいJOBセンターでの相談等（月4回以上）
- ③経営相談先での経営相談（原則月1回）
- ④自立に向けた活動（月1回以上）

自立に向けた活動とは？

自立に向けた活動とは、「自立に向けた活動計画」を作成し、経営相談により経営相談先から助言等を受けて行う活動です。（例えば、事業収入を増やすための営業活動や資金調達など）「自立に向けた活動」の実績は自立相談支援機関への報告が必要です。

※自営業者の方は行う活動について選択する必要がありますので、裏面チェック欄に「○」と記名をお願いします。

自営業者の方はこの用紙を申請書と一緒にお願いします。

求職活動等要件の詳細について

「住居確保給付金」の支給が決定された方は、次に記載している、いずれかの求職活動等要件を行う必要があります。

(1) ハローワーク等での求職活動を行う場合(基本的にはこちらを行っていただきます)

	要件	実施内容
1	月に4回以上、だいJOBセンターの面談等の支援を受ける	・月に4回以上、センターとの面談を行い、支援プランを作成する
2	月に2回以上、ハローワーク等で職業相談を受ける	・ハローワークまたは市の無料職業紹介窓口(キャリアサポートかわさき)で職業相談を受ける
3	原則週1回以上、求人先へ応募を行う又は求人先の面接を受ける	・原則週1回以上の応募または面接は、ハローワークだけでなく、ネット、求人広告、知人の紹介など方法は問いません

(2) 自営業者(※)で、経営相談を行い、事業の再生のため自立に向けた活動を行う方の場合

	要件	必要書類と実施内容
1	月に4回以上、だいJOBセンターの面談等の支援を受ける	・月に4回以上、センターとの面談を行い、支援プランを作成する
2	原則月1回以上、経営相談先へ面談等の支援を受ける	・「自立に向けた活動計画」を作成し、経営相談を行う ※原則月1回以上、経営相談を行う必要がありますが、相談者の状況により、相談回数が異なる場合がありますので、経営相談先からの助言等については、だいJOBセンターとの面談時にご報告ください
3	経営相談先の助言等のもと、自立に向けた活動計画を作成し、月1回以上、当該計画に基づく取組を行う	・原則月1回以上、自立に向けた活動を行い、「自立に向けた活動状況報告書」を作成する

【補足】

※自営業者であっても、実質的に被雇用者と同等と考えられる条件で働いていたり、経営相談先による助言等を受けて経営改善を行うことが難しかったりする場合は求職活動を行っていただくことになります。

(例:契約先から業務を請け負って配送パートナーを行っている方等)

※自営業者の方は必ず「求職活動」と「自立に向けた活動」のどちらを行うか、下部のチェック欄に「○」を付けてください。

【チェック欄】 (どちらかに「○」を付けてください)

「ハローワーク等での求職活動を行う」 ・ 「経営相談及び自立に向けた活動を行う」

申請者氏名： _____

※経営相談を行い、事業の回復を目指す場合、別紙の「経営相談のご案内」をご確認いただき、記載している内容すべてに同意していただく必要があります。